

広島県告示第千七百七号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定によって、道路の区域を次のとおり変更する。

その関係図面は、広島県土木建築局道路河川管理課及び広島県東部建設事務所三原支所において、令和七年一月六日までの間、縦覧に供する。

令和六年十二月十九日

広島県知事 湯 崎 英 彦

一 道路の種類

一般国道

二 路線名

一八四号

三 道路の区域

区 間	新旧の別		敷地の幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備 考
	新	旧			
尾道市天満町一八七番二地先から 尾道市天満町二七一番三二地先まで	一三・〇〇 一八・〇〇	一三・〇〇 一五・〇〇		一九・〇〇	拡幅